

令和5年国東市農業委員会 第11回（11月）総会議事録

1. 開催日 令和5年11月9日（木）午後1時30分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 4番 石丸委員 （13番 徳丸委員は8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第60号 農用地利用集積計画について
 - 議案第61号 農用地利用配分計画について
 - 議案第62号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第11回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、4番 石丸委員が欠席で、13番 徳丸委員が8月いっぱいまで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 中島委員、2番 藤本委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号48番から54番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
松原委員	<p>申請番号48から50まで高齢な方が受人となっていますが、耕作は大丈夫なのでしょうか。</p>
藤本委員	<p>49は大丈夫です。</p>
事務局	<p>申請番号48から50まで、申請段階で確認したところ受人の方</p>

	<p>自身に所有農地があることに加え現在耕作されている方ばかりで、高齢な方ばかりですが、取得後も耕作していただけるものと判断して受理しております。</p>
議 長	<p>私どもの法人では、85歳まで頑張ろうとっておりますが、申請番号48は、84歳ですが農地拡大のためとありますが、武蔵の方の様ですが吉本委員はなにか意見はございませんか。</p>
吉本委員	<p>確かに高齢だとは思いましたが、耕作するというならよいのではないのでしょうか。</p>
森委員	<p>申請番号48の受人の方は、体が不自由な方なので心配はあります。</p>
副会長	<p>耕作できるというなら問題ないのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について申請番号21番から24番まで事務局より説明がありましたが、続いて申請番号21番から順にご出席の農地利用最適化推進委員の方から補足説明をお願いします。</p>

推進委員	(申請番号 21 番 伊藤推進委員、申請番号 22 番 多田推進委員、申請番号 23 番 西村推進委員、申請番号 24 番 小玉推進委員の順に補足説明)
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 24 番の入り口はどこになるのでしょうか。
事務局	申請地の市道に接した一番下側、信号に一番近い方からです。
松原委員	農地の一部を転用する申請だと思うのですが、残った農地が農地として使いようがない状態になると思われるので、全体を申請した方がよいのではないかと思うのですがどうでしょうか。
議 長	地元の上原委員はどう考えますか。
上原委員	もともと 800 m ² ちよつとある農地だったと思いますが、500 m ² を目安として許可を受けるということで分筆したと思います。確かに、残った農地は使いづらいつとは思いますので、今回の申請はこれで良いと思いますが、今後は全体を転用申請するような指導をしても良いのかなと思います。
議 長	<p>残った農地が使い前のないような状況であれば、全体を転用するような相談をしてよいのではないかと思います。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 60 号 農用地利用集積計画について事務局より</p>

事務局	説明をお願いします。
議 長	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第 60 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
事務局	<p>それでは、議案第 60 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第 60 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 61 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第 61 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
事務局	<p>それでは、議案第 61 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第 61 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 62 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に沿って説明)
議 長	<p>議案第 62 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 62 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 62 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、報告事項、農地変更届について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 9 番 10 番は、もう工事をしているということですか。
事務局	そうです。
吉本委員	事後ということですか。
事務局	農地変更届は、小規模な農業用施設の設置等で届出をすることにより工事が可能となりますので、届出は事後ではありませんが、総会での報告は事後となる場合は多いと思います。
議 長	次に、その他について事務局から説明をお願いします。
事務局	(農地バンクの登録状況、第 10 回総会で吉本委員から質問のあった「麻田と池ノ内の境にある 3 条取得農地について」第 10

<p>議 長</p> <p>吉本委員</p> <p>議 長</p> <p>副会長</p>	<p>回総会後の取得者とのやり取りの経過を説明)</p> <p>その他、について事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(「麻田と池ノ内の境にある3条取得農地について」) 私は月2回現地確認をしています。一昨日確認したときは、まだ何もしていない状況でしたので引き続きお願いします。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p> <p>それではこれもちまして、第11回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議.....長</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>
--	---